

軽自動車税の税率が一部変わります！

これまで、平成 18 年度より行政改革による自主財源確保のため、軽自動車税の超過税率を適用してきましたが、税制改正等による負担軽減のため令和 2 年度より変更します。

該当になる車両は、平成 27 年 3 月 31 日までに初めて車両番号を取得した登録後 13 年経過していない車両です。税額については次の通りになります。

車両区分			旧税額	新税額
四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家	8,600 円	7,200 円
		営業	6,600 円	5,500 円
	貨物	自家	4,800 円	4,000 円
		営業	3,600 円	3,000 円

早川町役場 町民課 税務保険担当 TEL45-2519